滋賀県甲賀合同庁舎来客用駐車場舗装修繕業務仕様書

１．業務名称

滋賀県甲賀合同庁舎来客用駐車場舗装修繕業務

２．場所

滋賀県甲賀合同庁舎（滋賀県甲賀市水口町水口 6200）

３．履行期間

契約締結日から令和９年３月 19 日まで。

４．概要・目的

滋賀県甲賀合同庁舎来客用駐車場（本館から見て北側）のうち、中央部の舗装について全面的に修繕する。現状は透水性アスファルトで舗装しているが、改修する部分については再生密粒度アスファルトを使用することとする。

※ 施工位置については、別添の仕様内訳書および図面、写真を参照すること。

５．施工

（１） 工事可能日および時間

令和９年(2027 年)３月 19 日までに実施し、施工は平日の９時から 17 時までとする。

ただし、発注者の担当職員との協議により作業日時の変更は可能とする。また、行事等により作業ができない日もあるため、十分な打ち合わせを行うこととする。

（２）業務の着手

業務に着手する前に、担当職員と十分な打ち合わせおよび協議を行い、業務完了までの工程表を担当職員に提出し、その承諾を受けなければならない。

資材、重機の搬入時期、方法等は、全て担当職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。

施工に伴い既存構造物の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて担当職員立ち合いのもと実施しなければならない。

本業務に関連する他の工事や点検がある場合、発注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な施工に努めなければならない。

（３）工事写真

工事写真はカラーとし、着工前、工事中、完成時、材料、舗装の厚み等の各内容が明確に判別できるものを提出すること。

（４）産業廃棄物の処理

工事に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

（５）安全対策

工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し危険防止に努めること。

資材や機器等の搬入については、来庁者や建築物その他施設に損害を与えないよう注意するとともに、施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意すること。

（６）危険物等の保管

危険物等がある場合については、現場に放置することなく保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

（７）施工にかかる留意点

施工期間中も甲賀合同庁舎内の各所属への利用者が多数来庁するため、入り口付近に警備員１名を配置し、代替駐車場への誘導を適切に案内すること。

地盤改良が必要になった場合には、速やかに担当職員に報告すること。

（８）その他

日々の清掃に努め、完成後は担当者の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。

作業中、本工事の目的を満たすために別途必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。

契約締結後速やかに工程、施工方法等を担当者との打合せを行い、承諾を受けた後に着手すること。

作業に伴う物品類の移動が生じる場合には、担当者の指示のもと受注者にて行うこと。